

●申請の流れ

- 平成20年4月1日から平成21年7月30日以前に加入していた医療保険が西原町国保（沖縄県後期広域）以外の場合、加入していた保険者に、「自己負担額証明書交付申請」を提出します。
- (1)の申請を受けた医療保険者から「自己負担額証明書」が交付されます。
※介護保険に異動があった場合は、介護保険者からの自己負担額証明書の交付も必要です。
- 世帯主（後期被保険者の場合は本人）は、(2)の自己負担額証明書がある場合は添付し、西原町国保（後期）窓口で申請します。
- 西原町国保（後期）より、西原町介護保険へ申請があった旨を伝えます。
- 西原町国保（後期）、西原町介護より給付額を按分して支給されます。
※ 支給までには申請からおよそ3ヶ月の時間がかかりますので、ご了承ください。

●申請する時に必要なもの

- 医療保険者証（国保加入→国民健康保険証、後期高齢加入→後期高齢者医療被保険者証）
- 世帯主の方の普通預金通帳（後期高齢者医療保険の場合は被保険者本人の普通預金通帳）
- 介護保険証 ○印鑑（認印）
- ※医療保険の自己負担額証明書……（平成20年4月から平成21年7月30日以前に他の医療保険から西原町国保に加入した被保険者がいる場合）
- ※介護保険の自己負担額証明書……（平成20年4月から平成21年7月30日以前に他の介護保険から西原町介護に加入した被保険者がいる場合）

平成20年4月から平成21年7月末日の期間、西原町国保（後期）・西原町介護に加入している世帯で、支給対象者には通知済みです。

通知が届かない場合でも、年の途中で医療保険が変更になった方や、転入・転出があった方なども、証明書を提出すれば対象となる場合があります。

該当すると思われる方は、国保（後期）窓口・介護支援窓口までお問い合わせください。

- ＜お問合せ先＞
- | | | | |
|-------|------------|----|-----------------|
| 健康推進課 | 国保給付係 | 電話 | 945-4791（内線154） |
| | 後期高齢者医療給付係 | 電話 | 945-4791（内線152） |
| 介護支援課 | 介護支援係 | 電話 | 945-5013（内線195） |

♪Let's 生き生きライフ♪ がんじゅう教室へのご案内

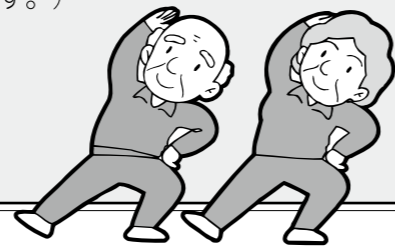
目的：心身の機能の低下を予防し、自立した生活を継続できるよう支援すること。
内容：家庭でもできる運動や体操を基礎に、筋力向上をはかる運動や歯科口腔や栄養に関する講話を実施していきます。（教室の最初と最後に体力測定があります。）

期間：平成22年5月14日～平成22年9月17日

毎週金曜日【19回・約5ヶ月間】

時間：午後2時～（2時間程度）

場所：西原町いいあんべ一家



- 参加対象者は、
- ①町内に在住する65歳以上の方（要支援・要介護と認定された方は除きます。）
 - ②運動制限の無い方
 - ③教室に参加する上で身体的・精神的に支障のない方

申込期間：平成22年4月1日～4月23日（日・祝日除く）

申込方法：西原町介護予防拠点施設『いいあんべ一家』にて、申込書と問診表を記入してください。本人の印鑑が必要です。

申込先：いいあんべ一家 電話 946-1734 FAX 946-1736

医療費と介護サービス費の両方を利用している世帯の自己負担額が高額になったら…

＜高額介護合算療養費制度＞

同じ世帯で医療費・介護サービス費の両方の自己負担額を年間で合算し、定められた年額の限度額を超えた分が国保・後期と介護保険から比率に応じて支給されます。※ 国民健康保険・後期高齢者医療保険より「高額療養費」、介護保険より「高額介護サービス費」として支給された金額は除きます。

平成21年度と平成22年度以降とで、支給要件が異なります。

この制度において、平成21年度の支給要件は、平成20年4月から平成21年7月末日までの自己負担額を対象とします。平成22年度以降は、毎年8月から翌年7月末日までの自己負担額が対象となります。

●平成21年度の支給要件と支給額

- 世帯内同一の医療保険の被保険者全員が平成20年4月から平成21年7月末日までの16ヶ月間に支払った医療保険・介護保険の自己負担額が下記の①の基準額を超える場合に、その超えた分の金額を支給します。
- ただし、平成20年8月から平成21年7月末日までの12ヶ月間の自己負担額が、下記の表の②の額を超える場合には、その超えた分の金額と（1）で計算した支給額とを比べ、大きい方の金額を支給します。

所得区分	国民健康保険 + 介護保険 (70歳未満の方)		国民健康保険 + 介護保険 (70歳から74歳までの方)		後期高齢者医療保険 + 介護保険 (75歳以上の方)	
	①16ヶ月	②12ヶ月	①16ヶ月	②12ヶ月	①16ヶ月	②12ヶ月
現役並み所得者 上位所得者	168万円	126万円	89万円	67万円	89万円	67万円
一般	89万円	67万円	75万円	56万円	75万円	56万円
低所得 II	45万円	34万円	41万円	31万円	41万円	31万円
低所得 I			25万円	19万円	25万円	19万円

- ・現役並み所得者⇒ 70歳から74歳までの高齢受給者証の負担割合が3割の方。後期高齢者医療被保険者証の負担割合が3割の方。
- ・上位所得者 ⇒ 70歳未満の被保険者の世帯の合計所得が600万円を超える場合
- ・一般 ⇒ 「現役並み所得者」「上位所得者」を除く住民税課税世帯
- ・低所得 II ⇒ 「低所得 I」を除く住民税非課税世帯
- ・低所得 I ⇒ 住民税非課税世帯で、世帯員全員の所得が一定基準以下（年金収入が80万円以下等）となる場合

●申請する前に確認を！

- 平成20年4月1日から平成21年7月30日以前に、医療保険の異動があった世帯員がいる場合は、異動前の医療保険者から「自己負担額証明書」の交付を受けた後、申請して下さい。
- 平成20年4月1日から平成21年7月30日以前に、西原町介護保険以外の介護保険利用があった場合、異動前の介護保険者から「自己負担額証明書」の交付を受けた後、申請して下さい。
- 介護保険受給者が平成21年7月31日時点で、どの医療保険に加入していたかにより、申請場所が異なります。
 - 介護保険受給者が西原町国民健康保険の場合……………西原町健康推進課国保窓口
 - 介護保険受給者が後期高齢者医療制度の場合……………西原町健康推進課後期高齢窓口
 - 介護保険受給者が社会保険等などの場合……………各社会保険等事務所窓口